

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141

24年1月29日

支部の申告準備会に参加してインボイス・消費税申告についての学び合いをすすめよう

如山 インボイスの実務の煩雑さに参加者から怒りの声が続出

大江山支部では19日に「インボイス対策などを徹底しよう」と確定申告準備会を開催しました。先月も開催しているため、より具体的なインボイス対策が話題となっています。

「8%と10%の区分記帳の他に何が必要なのか」などの質問が出され話し合いは進みます。経費を登録番号の有り無しで分けた記帳が必要と分かれると参加者からは「こんな煩雑な記帳は出来ない」と怒りの声が出されていました。

またインボイスに併せた記帳も話題に。現在、入会候補の業者が記帳を覚えたいと話していることから記帳会についても話題となりました。

女池 自主計算パンフで権利を学ぶ消費税も計算シートで安心

女池支部では19日、申告準備学習会が6名の参加で行なわれました。

憲法を基に「納税額は、自主申告により確定すると国税通則法で定められている」などの内容が記載されている自主計算パンフを用い自主記帳の趣旨が確認されました。



建設業の参加者からインボイス制度について質問が出され、消費税の仕組み・インボイス制度を学習しました。課税業者・非課税業者双方が、税負担・事務負担が増えるだけでなく分断も生じかねない制度。また年間で売上げが一番少ない月に納税時期が集中するなどの意見も出され、参加者皆が憤りを募らせていました。

同日の昼に開催した記帳会では、パソコン記帳を実践。2割特例の申告者が増えることから、申告書作成シートを活用し、今季の申告会でのサポート体制も話し合われました。島田支部長は、支部申告会への参加を会員に呼び掛け3・13統一行動に臨もうと士気を高めていました。



日程

- ・ 拡大推進委員会 1月29日(月)
- ・ 第6回常任理事会 2月1日(木)
- ・ 全国中小業者決起大会 2月7日(水)

社会・制度を発展させた運動に確信を くなんなんセミナーSEASON3

新潟民商ではU-60世代を対象にしたなんなんセミナーの第3弾を21日に開催。12名が参加しています。



最初に野上昇会長から「セミナーで民商運動を学び、参加者同士のつながりを深めよう」とあいさつがありました。

セミナーは民商の運動の歴史に触れつつ、個人事業税撤廃運動が基礎控除の引き上げにつながったこと、何度も消費税の導入を阻止してきたことなどを学び合いました。またその運動の中で幅広い団体や国民とともに大きく署名を集めたことが力になった話がされると「今まで署名の効果に疑問があったが、こうした成果につながっていたことに驚いた」などの意見が出されました。

その後は震災の影響や商売の状況を交流。「罹災証明や被災証明が出るまで修繕できない。写真でも証明できるような市の対応を変えて欲しい」などの話や、「単価が低く利益が出ない。他の人の話も聞いてみたい」などの交流を求める意見が出され、会員同士のつながりをどう深めるか意見交換がされました。



会場を駅前支部・河原支部長の店「あんたが太陽」に移した懇親会でも、さらに白熱した交流が進み、実行委員の市橋副会長と黒井常任理事は「さらに民商運動を学び合いながら、会員同士のつながりをどう深めていくか考え合える取り組みにしたい」と展望を語っています。

新商連が被災会員に御見舞金の支給を決定

- ・ 罹災証明・被災証明がある場合 ……2万円
 - ・ 証明は無いが被災の実害のある場合…5千円
- ※各証明書や写真等は提出しなくても大丈夫です。支部役員から確認をしてもらって下さい。
- ※自宅のお皿が割れたなどの被害は対象外です。詳しくは民商事務所へお問い合わせください。

「電子帳簿等保存制度の見直し」 対応は焦らずに「電子帳簿保存法」

電子帳簿保存法は今年1月1日から完全施行され、その対応に不安の声が多く上がっています。しかし、内容が大きく改正され、無理に対応する必要は無くなりました。基本的には今まで通りの記帳・帳簿を用意すれば大丈夫です。

◆電子帳簿等保存制度とは

税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書など（国税関係書類）」を電子データで保存する制度で、3つの制度に区分されます。

① 電子帳簿等保存【任意】

パソコン等で作成している帳簿や国税関係書類を紙ではなく、電子データのまま保存ができる。

② スキャナ保存【任意】

紙で受領した領収書・請求書（国税関係書類）などを紙ではなくスマホやスキャナで読み取った電子データで保存することができる。

③ 電子取引データ保存【義務（A～D全て）】

A 注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合はそのデータの保存。（インターネットでの買い物や、請求書を電子メールで送るなど）
B 改ざん防止のための措置。

C 「日付・金額・取引先」で検索できる。
D ディスプレイやプリンタ等の備え付け。

①、②は「任意」なので希望の場合のみ対応。③は「義務」なので**A**の元データを保存し、消去しないようにする必要があります。**B**はタイムスタンプの付与などができるシステムのことをいいますが「不当な訂正削除の事務処理規定を制定し遵守（国税庁HPにサンプルあり）」すれば専用システムは不要です。**C**の検索要件は簡単な索引簿の作成などで可能です。また、2年前の売上が5千万円以下の場合には不要。電子データを印刷し、日付及び取引先ごとに整理すれば不要になります。**D**はパソコンとプリンタが使用できる状態にあることです。電子取引データは紙に印刷しても削除しないことが重要です。そもそも実施を1年遅らせた上に、制度を形骸化させたのは民商・全商連の運動の成果です。さらに制度廃止のために運動を強めていきましょう。

民商共済の良さを語り仲間を増やそう！ 新潟民商共済会第2回拡大理事会

新潟民商共済会は20日、珈琲館maieで第2回拡大理事会を開催し13名が参加しました。初めに松本共済会理事長が「民商共済会の良さを知らせ配偶者、家族、従業員に加入の声をしましょう」とあいさつ。次に磯部専務理事より春の運動の方針提案がありました。



また大島共済副理事長が「共済クリアファイル」の内容と申請書類の説明、本名副理事長からは「民商で取り組んでいる大腸がん検診、集団検診を周りの会員に広げよう」との訴えがありました。

最後に共済会員拡大と大腸がん検診の取り組みで目標を達成した支部の表彰を行い、市橋副理事長の閉会のあいさつで終了。その後、懇親会で交流しました。表彰支部は次の通りです。

拡大目標を達成した支部

料飲・しもまち・万代・松浜・小針

大腸がん検診受診者目標達成した支部

駅前（会員比60%以上） 関屋（会員比50%）

しもまち、松浜（会員比40%）、中央・女池・亀田・

山潟・山ノ下・東山ノ下（会員比30%）

新潟民商婦人部「大人のスマホ教室」

「スマホ活用の第一歩」

婦人部は21日、新潟テルサでスマホ教室を開催し、8名が参加しました。和合婦人部長が「県婦協で開催してきたスマホ教室を新潟民商婦人部でも計画しました。この機会に操作を覚えましょう」とあいさつ。講師はICTサポートさとう智明さんです。

「スマートフォンとは」「基本構成」「タッチパネル操作の基本」「文字入力」の説明の後、検索の練習や地図アプリの活用、また小ワザやWiFiの設定の説明がされました。参加者からは「買物やネットオークションがしたい」「メッセージの聞き方がわからない」「ライン電話が不在になる」「データ保存のやり方は？」など様々な質問が出されました。

「まずは少しずつ使おう」と締めくくられ、スマホデビューした参加者は「勉強になった」と満足。参加すればためになる情報もゲットできますよ。

